

地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付の申請)

第2条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を受けようとする者は、修学資金貸付申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(選考結果の通知)

第3条 理事長は、要綱第4条の規定により修学資金の貸付を受ける者（以下「借受生」という。）を決定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第4条 借受生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に連帯保証人と連署した誓約書（第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、借受生となることを辞退したものとみなす。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、成年の者2人とし、そのうち1人は、借受生となった者の親権者又はこれに類する者でなければならない。

2 借受生又は修学資金の貸付を受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(修学資金の貸付)

第6条 修学資金は、借受生に四半期（3月）ごとに貸付ける。ただし、新規の借受生に係る第1回目の修学資金の貸付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

2 借受生は、修学資金を受領したときは、当該受領した日から7日以内に修学資金受領書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(貸付の休止)

第7条 借受生が引き続き1月を超えて休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの修学資金の貸付を休止する。

(返還の方法)

第8条 修学資金の貸付を受けた者は、要綱第3条1項及び2項に規定する養成施設を卒業し若しくは修了し、退学し、退学させられ又は修学資金の貸付を廃止された日の属する月の翌月から起算して、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内（第7条の規定により貸付を受けなかった期間を除き、返還を猶予された期間があるときは、この期間を加えた期間内）に、貸付を受けた修学資金の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で返還しなければならない。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

（1）看護師修学金及び助産師修学金については、貸付を受けた期間に相当する期間内

（2）修学生活援助金については、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内

（一時返還）

第9条 理事長は、要綱第8条の規定により修学資金の貸付を廃止されたもので、前条に規定する方法により修学資金を返還させることが適当でないとするものについては、貸付けた修学資金の全額を一時に返還させるものとする。

2 理事長は、要綱第10条第2項の規定により修学金にかかる債務を免除されない者に貸付けた修学生活援助金の全額を一時に返還させるものとする。

（修学資金借用書等）

第10条 借受生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から7日以内に、貸付を受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（第4号様式）及び修学資金返還明細書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

（返還の方法の変更）

第11条 修学資金返還明細書に記載した修学資金の返還の方法は、理事長の承認を受けなければ変更することができない。

（免除の申請）

第12条 修学資金の貸付を受けた者は、要綱第10条の規定により債務の免除を受けようとする場合は、修学資金返還免除申請書（第6号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

（猶予の申請等）

第13条 要綱第11条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（第7号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、当該猶予された事情が消滅したときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

（届出義務）

第14条 借受生は、次に掲げる事情が生じたときは、現況報告書（第8号様式）により直ちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 借受生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
 - (2) 借受生が休学、復学、転学又は退学したとき。
 - (3) 借受生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - (4) 借受生が留年したとき。
- 2 借受生が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人が死亡の事実を証明する書面を理事長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定は、修学資金の貸付を受けた者に準用する。ただし、貸付を受けた修学資金にかかる債務が消滅したときは、この限りでない。

(勤務期間の計算)

第 1 5 条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、助産師、又は看護師として業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数とする。

(実施細目)

第 1 6 条 この要領に定めるもののほか、修学資金の貸付に関し必要な事項は、人事部長が定める。

附則

この要領は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。